

## 越中立山温泉の経営をめぐる

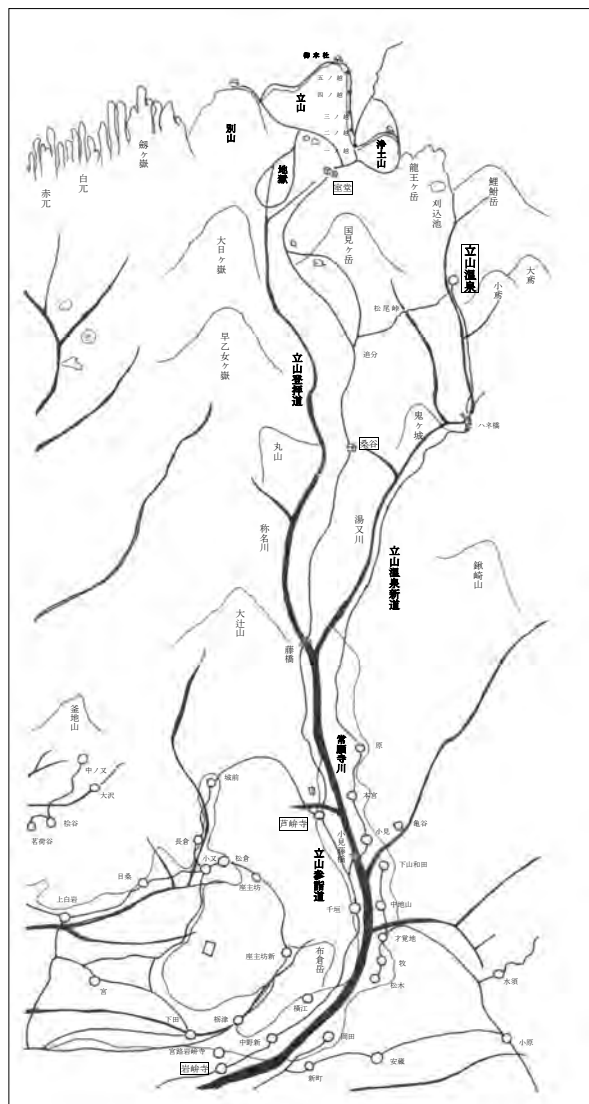
高野 靖彦

### はじめに

立山温泉は富山県東部にある常願寺川支流の湯川沿いに湧き出た山奥の温泉である。【図1】江戸時代から昭和期にかけて経営され、「多枝原温泉」「有峰温泉」「立山下温泉」とも呼ばれた。富山県では山田温泉、小川温泉、大牧温泉とともに「越中四名湯」の一つに数えられ、名高い温泉であった。しかるに、昭和44(1969)年の豪雨で湯川に大土石流が発生し、湯屋や客室などの建物が被災し、昭和48年に閉鎖され、昭和54年に建物等が焼却された。今日でも湯川沿いに温泉は湧出しているが、建物等の再建はなく、その痕跡があるのみである。

さて、立山温泉史に関する先行研究は、石原与作氏の「立山温泉の歴史と同地の所属に関する係争」が先駆的成果である<sup>(1)</sup>。石原氏は小見村共有文書（現在は大山歴史民俗資料館所蔵）に基づき、安永年間（1772～81）に岩嶺寺衆徒（宗教者）が藩から経営の権利を認められた史実、衆徒と有峰村との温泉地の権利をめぐる経緯を明らかにした。さらに全体史としては、丸新志鷹建設株式会社が浅野静氏の協力を得て、立山温泉における事績を年代順にまとめた小冊子を発行している<sup>(2)</sup>。今のところこの小冊子が唯一の立山温泉全体史と言える。

その後、藩政期と明治期の温泉経営実態の研究が進展した。まず立山博物館は、湯元（文政6年から明治30年）をつとめた深見家の所蔵文書を解読し、その成果をまとめるとともに、藩政期の温泉新道開削と温泉管理・運営の実態について追究した<sup>(3)</sup>。続いて富澤一弘・若林秀行氏は、明治期の深見家による経営状態について宿帳と収支精算書の分析をとおして検討した<sup>(4)</sup>。これら諸先学の研究により、藩政期と明治期の立山温泉の経営状態については、ある程度明らかにされていると言えよう。かように立山温泉経営の実態研究に重点が置かれたのは、藩政期から昭和期までの長期間にわたり継続した温泉の経営実態を詳細に分析することで、当該期における地域社会の経済状況や社会状況の解明に結び付くのではないかという問題意識が基底にあったためであろう。すなわち立山温泉史研究は、単なる「一温泉史」の解明を越えて、越中地域史の解明に利する側面を有する。



【図1】近世における立山温泉新道と立山温泉の位置  
 本概念図は『立山温泉新道と立山温泉の位置』(天保一五年、富山県立図書館蔵)所収図を一部トレースし、修正・加筆したものである。  
 なおトレースは松宮加奈氏が行った。

とやま歴史的環境づくり研究会（代表高岡徹氏）は、現在の立山温泉跡を「遺跡」と捉え、測量・現地調査を実施した。確認できる遺構と残存する絵図面から焼却前の建物配置、範囲や変遷などを考証し、昭和期の立山温泉建物群の復原図を作成し、あわせて昭和10年代の温泉の様子を聞き取り調査し、昭和期の実態の理解が進化した<sup>(5)</sup>。さらに立山町教育委員会は「深見家文書」の整理に着手し、資料目録を刊行した<sup>(6)</sup>。立山温泉関係に加え、明治期の「越新新道」に関する資料も紹介する企画展を開催している<sup>(7)</sup>。

近年は、加藤基樹氏が政治的・経済的背景が種々の「略縁起」に反映されているという問題意識で立山温泉の諸縁起をとりあげ、立山信仰登山集落で作成された略縁起との比較をとおして、近世の立山信仰世界に立山温泉がいかなる影響を与えたのかを考察している<sup>(8)</sup>。

これまでの立山温泉史の研究を踏まえ、検討すべき課題として浮上してくるのは、富澤氏・若林氏が挙げているように、深見家が温泉経営権を杉田家に渡した後の温泉経営状態、すなわち大正期における温泉経営状態である。さらに、唯一の全体史としてまとめられた小冊子『立山温泉の移り変わり』の内容検証をとおして立山温泉の歴史的変遷を再検討する必要がある。

本稿では、先行研究に学びつつ、藩政期から大正期までの立山温泉の経営的側面に着目し、その歴史的変遷を描くことを目的とする。大正期の温泉経営については筆者が調査で見出した『立山温泉株式会社 第九期営業報告書』を手がかりに検討したいと思う。

## 1. 藩政期の温泉経営

### 1-1 安永年間の岩嶺寺衆徒による温泉経営

立山温泉の利用はいつ頃から始まったのか、その史実を史的に検証するのは今のところ困難である。ただし、慶安4年（1651）、岩嶺寺若宮社礼堂・鐘突堂が大破し、その修理のため「立山之麓湯之河内谷」にて杉材などを伐採したとあり、近世初期には山麓の河内（＝奥まった場所）の谷に「湯」が湧き出ているという認識が存在している<sup>(9)</sup>。

加賀藩領内の産物書上である「農隙所作村々寄帳」には、元禄7年（1689）の記事として「立山の湯、材木坂より入谷湯去年入候者400人、疝気によし芦嶺より八里程、材木坂より壱里余」とある<sup>(10)</sup>。元禄11年頃に原図が作成されたとみられる「立山ザラ越之圖」には「立山之湯」とあり、「天正十二年佐々成正十一月十四日当山ヲ出テ此所ニ入湯シ日和ヲ考、雪中ノ信州エ越ト云、夏土民入湯」と付記されている<sup>(11)</sup>。元禄13年に成立した「立山禪定並後立山黒部谷等繪圖」にも「湯」と記されている<sup>(12)</sup>。近世初期には「立山の湯」がその効能とともに知られ、多くの土民（百姓）が農作業の疲れを癒やす目的で夏に湯治場として利用していたことをうかがうことができよう。

時代が下って、宝永元年（1704）の加賀藩への上達書には「立山下温泉」とあり、「四月朔日より八月中迄入湯」と記載している<sup>(13)</sup>。また、元文2年（1737）の『越中産物志』では「立山之續に温泉あり。打傷・切疵・中風・筋痛・しゃうち・癩病等を治す」と温泉効能の記載が増加している。

温泉効能の内容が増加した背景として考えられるのは、正徳元年（1711）に富山木町の車屋治良右衛門が薬師堂を温泉地内に寄進したためであろう。このことで「立山の湯」が単なる農閑期の湯治場ではなく、薬師如来の靈験あらたかな治療・療養の場となったと思われる。宝暦14年（1764）の調書では温泉を「立山の湯」、湯源一帯を「小薬師」と記載しており、当該期にはその効能の評判が広まり、近隣の農村の住民のみならず、各地から療養・治療を求めて入浴・滞在する人々が増加したことを想像できよう。

こうした近世中期の入湯者増加の動きに対応して温泉経営に乗り出したのは、立山山中の管理を加賀藩から公認されていた岩嶺寺村の衆徒であった。安永年間（1772～80）に岩嶺寺衆徒は、加賀藩の許可を得て湯元となり、藩への運上銀として御郡所へ銀30目を毎年上納している<sup>(14)</sup>。ただし、当該期の湯銭（入湯料）及び年間の入湯人数は明らかではない。

### 1-2-1 加賀藩産物政策と温泉新道の開削

文化期（1804～1818）には全国的に民衆による寺社・霊山参詣が流行し、そうした社会的潮流を背景として文化10年（1813）には加賀藩が第二次産物奨励策を実施し、その一環として藩内の温泉振興と管理の強化を推進した<sup>(15)</sup>。

立山温泉（立山下温泉）は、岩嶽寺衆徒の申分によれば文化3年（1820）に再興されたという。さらに文化11年（1814）、衰微していた越中諸鉱山の擁護を目的に「かね山方仕法」がつくられ、管理が郡奉行から町新庄の金山奉行に移り、金山奉行の中村十郎平は湯本（温泉経営者）を町新庄（現富山市新庄）の町人・亀屋文次郎を指名した。持歩（出資金）15歩のうち、1歩を亀屋文次郎が負担、残りの15歩は利田村（現立山町利田）肝煎・深美六郎右衛門（六代目）が負担した。

こうして温泉経営は民間に移ることになったが、先に湯元であった岩嶽寺衆徒に対して立山山中支配の裁許が下っており、温泉地は立山山中すなわち立山権現の神領域であると主張したため、その代償にそれまでの「湯見附料」代わりとして一貫目の潤色銀を岩嶽寺衆徒へ毎年渡すことになった<sup>(16)</sup>。

立山温泉へのアクセスは「立山弥陀ヶ原野迄、罷登り夫より水谷、松尾通り右温泉江不罷越而か相成不申」と文言にあるように、芦嶽寺村から材木坂を登り、弥陀ヶ原から松尾峠を降り温泉へ至る、通行が極めて困難なルートで、さらに芦嶽寺村からの距離が8里もあり、容易に行ける道程ではなかった。さらに「女人禁制」で女性の通行は許されておらず、入湯者はあくまで男性に限定されていた。寺社・霊山参詣が全国的隆盛をみせるなかで、女性旅の増加も顕著<sup>(17)</sup>であったため、文化11年（1814）、原村から比較的容易にアクセスできる新道開削が計画され、亀屋文次郎が金沢表の産物方御役所に新道開削を申し出て許可された。この新道開削計画に対して芦嶽寺衆徒らは集落を往還する人々が減少し、宿泊代などの村の収入が激減することを懸念し、激しく反発した<sup>(18)</sup>。さりながら、藩は関係者の意見を聞いた上でその請願を却下し、新道の開削を着々と進めた。芦嶽寺村に対しては温泉から松尾坂経由で立山登拝することを禁止する旨を通達しなだめている。

当初、新道の開削は困難であったが、新道作立役を引きうけた深美六郎右衛門は、多額の私費と労力を投じ、延べ工事人夫21,680人、25日間で3里27丁の新道開削工事を成し遂げ、新道が完成した5月16日に開湯の運びとなった。その褒美として金山奉行の中村十郎平から「二百疋」と「越中山温泉絵圖」<sup>(19)</sup>を拝領している。翌文化12年、藩は女性による立山温泉の湯治を許可した<sup>(20)</sup>。

温泉新道の原村から温泉までのルートは、以下のようである<sup>(21)</sup>。

原村（牛石）→馬トメ→不動沼→ヲンへ→ハラヘタニ→キリフキ滝→シメシマ谷→アカハケ谷→ナカトロ→中小ヤ→[落合ハシ]→小池マル山→[永代ハシ]→（真川右岸）→[クモハシ]→（真川左岸）→カコノクラ→クマタオレ→[アマトリハシ]→（真川右岸）→（真川左岸）→タシハラ→温泉

文政6年（1819）、亀屋文次郎は持歩高1歩を金子15両で深美六郎右衛門に譲渡したため、立山温泉本方（経営者）は深美六郎右衛門のみとなった。ここから明治28年（1895）までは深美（明治期に深見と改姓）家による単独経営となる。金子盤蝸「立山遊記」によれば、六郎右衛門は文政7年頃に真川に「ハネ橋」を架橋し、老朽化のため天保15年（1844）に再建している。

### 1-2-2 藩政期の深美家による温泉経営

藩政期における藩の管理体制ならびに深美家による温泉経営の実態については、米原寛氏による詳細な分析が備わっている<sup>(22)</sup>。ここでは先行研究に依拠しながら藩政期の深美家による温泉経営について見ていこう。

加賀藩の温泉管理は、文化11年からは産物方役所、文政5年（1822）からは御郡所（御郡奉行）、天保11年（1840）からは寺社奉行でなされることになる。藩の産物奨励策の主な目的は、株立の経営による運上銀（営業税）の徴収であった。

「立山温泉運上銀并歩持人々潤色銀留牒」には、文化11年（1814）から明治4年（1871）までの湯治人数や年間の総収入額、藩への運上銀と岩嶺寺衆徒への潤色銀などの額が記載されている<sup>(23)</sup>。

それに拠れば、文化11年（1814）では湯銭（入湯料）は1人につき7日間で銀2匁、湯治人1,265人（延べ人数1,265×7＝8,855人）である。年間収入銀高（文丁銀）は2貫530目で、この収入銀高を藩の運上銀として915匁、元締・亀屋文次郎に915匁、岩嶺寺衆徒への温泉潤色代700目（文化13年からは1貫目）で分配している。岩嶺寺衆徒への「湯見附料」は、文化13年以降から銀1貫目の分配であったが、弘化4年（1847）からは湯元から主附（十村）の新堀村朽木兵三郎を經由して岩嶺寺へ700目、有峰村に「山林伐荒代」（用材代）として300目を支払うよう裁決された。

さて、文政6年（1823）、薬（薬草あるいは湯の花等）の販売を申し出て、藩から許可された。収入増のための方策であろう。誘客のための宣伝用として一枚物の木版刷りも出された。

【史料1】<sup>(24)</sup>

立山下温泉

毎年四月中旬より十月下旬まで / 温泉は本朝無双の靈湯にして / 往昔より奇々名々たり其功驗  
 挙てかおへ可たし こゝに深美某 / 難行乃道をひらかんと年婦る事 / 久し時なる可菜文化十一墓年蒙  
 御免を陰阻往来屋すき道を造り / ついに難病無名の諸瘡にいたるまで / 平癒すこやかならむ志かも飲食  
 酒肴のゆき通いも日々新に / して市中よりもまされり / 今老人童子婦人等にいたる迄 /  
 屋すく志らしめんと斯八毛の / して世に行ふ物那り  
 □薬師□□に五すしの瀧あり / 青黄赤白黒に湯乃色をわかち亦酸苦  
 辛甘鹹乃あじわい阿り是則ち五蔵ハ五味を以相とゞのう  
 故なり数年来難病を以てこゝろむる其功神妙なる事  
 言語筆紙に尽しかたし依而略之 則ち此湯より二丁  
 奥に内蔵之助阿り此湯八諸病によし是より十一丁奥に  
 金毘羅乃湯阿り

湯本

手足那へ志びれ 里うかん 志やくつかへ  
 めまい 津つう よ里ミ  
 ろうせう がんばりょうによし

ほ衿をいたみ るいシキ うちミ  
 中風 こ志川 らいびやうによし

せんき すばく 身をいたみ きんさう  
 可つけ ひまん りんびやう 小児ほうそう  
 まえるによし

さて、上の宣伝文に出てくる「内蔵助湯」は、越中を平定した武将・佐々内蔵助成政が入湯した湯であるとの伝説が付されていた。土屋義休の「山川記」では、「松板にて厚さ一尺有と杣人と云。其湯舟は今の湯坪より一段上にありと云ふ。」とし<sup>(25)</sup>、文化11年以降の成立とみられる「立山温泉絵図」には「内蔵助湯」が上段に描かれている<sup>(26)</sup>。さらに文政6年の尾張藩士某による「三つの山巡」<sup>(27)</sup>付図では「佐々内蔵介の湯少し山へ登、岩廻るノ湯」とあり、天保15年、立山に登った加賀藩士・金子盤蝸の「立山遊記」では「南ノ山上一丁斗り上り、内蔵助湯在り。六七年以前迄ハ馬ノ蹄跡、刀掛ノ石アリ、今ハナシト云う。皆内蔵助ノ故事ト云う。」とある<sup>(28)</sup>。こうした武将にまつわる伝説の湯の存在は、誘客を導いたであろう。【図2】

また、「立山遊記」付図には、温泉内に2本の瀧が描かれており、「三つの山巡」付図には「瀧の湯」、「此瀧高二間余」（約4m）とある。【図2】にも「瀧の湯」が見え、その位置は「内蔵助湯」に登る道の入口付近にあったことがわかる。



図2「立山温泉絵図」(個人蔵、富山県[立山博物館]寄託)

文政9年(1826)には六郎右衛門が高岡羽広屋勘左衛門から木造薬師如来立像を譲り受け、薬師堂に祀られた。薬師堂の傍らには天保6年(1835)に「多枝原温泉記」の石碑(加賀藩校明倫堂の助教兼侍講林瑜の撰文)が建立された。天保15年の「立山遊記」付図には温泉の中段部分にその石碑が描かれている。

またその先、文政3年には六郎右衛門が四国金毘羅参詣の折、御札・御守をもらい、金毘羅堂を建立した。文政9年に高岡羽広屋から木造阿弥陀如来立像と不動明王像も譲り受け、金毘羅堂に阿弥陀如来像が御札・御守とともに安置された。

文化11年から文政5年(1814~1822)、湯本・亀屋文次郎)、さらには文政6年から天保3年(1823~1832、湯本・深美六郎右衛門)までの立山温泉を訪れる湯治客は年間1,000人以上となっており、経営状況は比較的安定していたとみられる。ただし、湯本の収入は文政11年の915匁が最も多い状況であり、文政6年からは温泉に設置されていた藩の「役所小屋」の屋根茅葺等の費用や主附の湯治人数の検分費用などが帳簿に計上されており、湯本の収入は多くはない。

また、文政6年には、湯治客の中に「乞食躰之者」の人数が80人(延べ560人)、文政7年には350人(延2,450人)が入っており、六郎右衛門が自費で食糧を提供していたとみられる。

さらに、天保4年(1833)から11年までは、飢饉の影響で立山温泉の湯治客は大きく減少している。天保4年から弘化3年(1846)までの14年間は、藩への運上金と岩嶮寺への潤色銀は帳簿に計上されているが、湯本の六郎右衛門の取分は計上されておらず、当該期は収入が無い状態で立山温泉を運営していたことがわかる。

こうした深美六郎右衛門による自己犠牲的な経営方針はどこに依拠しているのか。それは「立山温泉新道作立由来」(文政3年、1820)の文言中に如実に反映されていると考えられる。

#### 【史料2】<sup>(29)</sup>

(前略) 不思議の温泉、壘病を治といへとも、いまた女性の行事あたわす。時の国君、慈悲深重にして新道を作らしめ、霊山の麓を清め不浄を遠さけ、神慮をはかり、女性もひとしからんと。おりしも某に新道作立の厳命を蒙り、難有奉得其意、古詠しも、文化十一の曆四月上旬、此山道に登り、数万の人歩引率し、岸石打くすし、身命なけうつといへとも変難なし。いろいろ鍛錬工夫二肝胆くたき、漸く廿余日経続に新道造立是全即か人歩の勢応ニあらず。偏ニ仏神加被の恩沢成らん。仍而五月仲旬、

入湯はしめ、万民医漸に絶へし極難治の変病たる男女群集し治する事如神。諸人の慶悦かきりなし。是偏二国君慈悲深重の厳命を蒙時にあへり。仍時不□子々孫々迄此遍を案すへし。立山下駕の倉熊太折多枝原温泉新道作立の来由、秃筆ニまかせ、今即か子孫に是を貽すものなり。如件。

維崑

文政三年庚辰八月

越中新川郡利田村

深美六郎右衛門

藤原頼雄（花押）

（傍線は筆者による）

本由来書は、深美家の由緒と新道作立役を引き受けた理由と完成に至るまでの経緯について述べたものである。ここで深美六郎右衛門は、温泉新道の開削事業を藩主の「慈悲深重の厳命」と捉えており、その厳命が事の始まりとしている。温泉経営に及んでも同様に厳命と捉えていたのではなからうか。そして「万民医漸に絶へし極難治の変病たる男女群集し治する」ことは「諸人の慶悦かきりなし」としているのである。藩主の意向を受けたと理解した六郎右衛門の使命感が、自己犠牲的で社会福祉的な経営方針を生み出したのであろう。

### 1-3 温泉新道をめぐる争論・対話と地域社会の利益再配分

文化11年（1814）、常願寺川左岸側において加賀藩金山奉行の主導で新道作立役を拜命した深美六郎右衛門の尽力によって温泉新道が開削され、それまでの参詣者の流れが少なからず変化していった。

このことは、きわめて宗教的な問題を抱え、旧来の立山禅定道を中心とする立山信仰世界を説く芦峯寺衆徒と岩峯寺衆徒の略縁起とは異なる立山温泉の諸縁起を生み出すことになった<sup>(30)</sup>。それに加えて、経済的軋轢も発生したのである。

本節では、立山温泉新道の整備がいかなる事業として歴史的に位置づけられるのかを参詣者が地域社会にもたらす利潤の再配分という視点から追及してみたい。

芦峯寺一山は、温泉新道の開削によって参詣道における芦峯寺村の通過量の大幅な減少が懸念されたため、立山温泉新道の開削に激しく反発した。さらには、芦峯寺村手前の千垣村から対岸の小見へ渡る「小見藤橋」が架橋された。そのため、芦峯寺を通過せず温泉へ直行する参詣者が増加したのである。そのうえ、立山温泉から立山山中の弥陀ヶ原へ直登できる「松尾峠越え」と称されるルートも機能したため、芦峯寺一山は「松尾峠越え」の差し止めを何度も請願した<sup>(31)</sup>。しかるに、根本的な解決には至らず、芦峯寺村では渡世生業のための別方策を講じる必要に迫り込まれていく。

すなわち、文政3年（1820）、布橋の架け替えを契機に、元高野山の学侶であった龍淵の影響を受け、それまでの秋彼岸中日に執行する宗教的儀礼をより多くの民衆の参詣・結縁を目的とするイベント性の高い「布橋灌頂会」として再構築し<sup>(32)</sup>、女性旅に対応するあらたな収入策を講じたのである。

他方、立山下温泉の「湯銭」は温泉場で湯本が徴収したため、湯治を目的とする参詣者は立山登拝とは異なり、岩峯寺を必ずしも通過する必要がなかった。もっとも、岩峯寺は立山下温泉が立山権現の神領域であるとして、「潤色銀」（文化13年より銀1貫目）を受け取ることができたため、女性の神領域への立ち入りについて積極的な推進は行わなかったが、さりとて強く反対もしなかったものとみられる。

立山信仰登山集落である芦峯寺村と岩峯寺村は、正徳期以降、参詣者との積極的な関係を藩権力に公認され優位性を確保したが、文化期以降、藩の産物政策がそれを大きくゆるがしたため、信仰登山集落と周辺集落で再生産を維持するための争論と対話が積み重ねられていく。以下、そうした文化期以降における立山をとりまく地域社会の争論と対話の具体的な内容を見ていこう。

文化期から天保期にかけて立山温泉から弥陀ヶ原へ直登できる「松尾峠越え」ルートの通行をめぐる、芦峯寺一山がその差し止めを藩に何度も請願している。立山温泉新道の開削によって常願寺川左岸側の流通・交通量が盛んになり、温泉から松尾峠を経て立山登拝をするケースが増加したからである。

天保2年5月には「芦峯願橋」<sup>(33)</sup>を湯川に架橋して、芦峯寺経由で立山温泉へ行けるよう芦峯寺一山で画策した。結局のところ、天保2年6月に郡奉行が「松尾峠越え」の通行禁止と芦峯寺衆徒による違反者の取り締まりを郡中へ強く申し渡した。

しかるに、参詣者の行動を規制することは産物奨励政策と相反するため、加賀藩側は違反者の取り締まりに積極的ではなく、芦峯寺衆徒の見回り警備による違反者の摘発は事実上困難であった。そのため、立山登拝者による「松尾峠越え」の利用は後を絶たなかったのである。そこで、芦峯寺一山は、藩への歎願をあきらめ、湯本および岩峯寺一山との直接対話による利害調整を進めていくのである。

### 【史料3】<sup>(34)</sup>

立山温泉道之義、往古より芦峯寺道二而、彌陀原野より松尾水谷道通行仕来之処、去ル文化十一戊年金山御仕入之して、原村等之領統より湯川西縁新道出来被仰付候処、立山禪定人茂彌陀原野より湯場江下り終、芦峯寺之職掌之他国檀那旧縁之禪定人迄湯場江相洩、遅々芦峯寺一山轉之場ニ押移り申二付、寺社御奉行江被致歎願候処、御僉議方有之、御郡所江両寺衆徒・湯主附三方御呼立、重々御僉議之上、芦峯寺為成立、松尾水谷通御絶切被為仰渡、以来洩々往来仕候ハ、見咎置御進可申上之御旨、嚴重ニ被仰渡奉畏罷在候。然処、禪定人之内序を以湯治仕度、将又湯治序ニ禪定仕候者等有之趣ニ付、先達而御郡奉行より御内分を以、両三方共示談之取扱方、六郎右衛門江被仰渡候ニ付、今般湯主附及衆徒等立会仕和順申上、湯川東縁、称名川より湯場迄新道切開、西路断絶仕、禪定・入湯都而芦峯・岩峯通行仕候へハ、三所共潤色ニ相成満足至極ニ御座候。

依而右称名川之橋、拙坊より潤久懸渡、年々湯開より湯仕廻迄、牛馬通行無指支、入念ニ手入方可致、尤橋相損候ハ、其衆徒手近ニ付、御見聞次第案内可被下候。且其衆徒為潤色、称名川より湯場迄之間ニ小屋掛都而潤色相請候義ハ、芦峯寺ニ相限り筈ニ相極置候。決而拙坊共より彼是差障り不申候。乍去御林山之内雑木等ヲ以、小屋造作等有之節、伐木等之義ニ付、諸事拙寺江被遂相談様仕度候。将又拙僧共松尾水谷より室堂迄之道程ニ、休息小屋相懸潤色ニ仕度候。尤止宿之義、決而為致間敷候。乍去大風雨又ハ急病□起り候者有之候ハ、昼夜介抱致度候。其義御見通可被下候。止宿之義ハ、岩峯・芦峯・湯場・室堂之外、止宿不相成候。依而為後日、壹冊為取替置候処、如件。

岩峯寺衆徒中（黒印）

天保八酉十月

芦峯寺衆徒中

（傍線は筆者による）

上の史料は、天保8年10月、岩峯寺から芦峯寺へ出された一札である。湯主附（十村）・芦峯寺・岩峯寺の三者で対話の機会がもたれている。その結果、①湯本が湯川東縁に新道（川東新道）を開削すること、②岩峯寺が松尾水谷道を修復・再開させて称名川へ架橋すること、③芦峯寺が川東新道に小屋（休泊施設）を設けることを相互に約束している。このことは、霊山立山をめぐる地域社会において複雑に絡み合う立場を越えて、「観光地」維持のための対話がもたれた事例と位置づけられよう。

ただ、同天保8年には、小見村百姓が千手ヶ原湯川に新橋を架け、天保13年には再び湯本との争論が発生している。その後も登拝者の松尾水谷道の利用が絶えることがなく、湯本が通行規制できない状況も発生しており、芦峯寺にとっては根本的な問題解決には至らなかったのである<sup>(35)</sup>。

次に、岩峯寺が立山温泉から得ていた「潤色銀」をめぐる激しく展開された争論の内容を見ていこう。

立山温泉は有峰村領に立地していたが、岩嶽寺一山が立山大権現の神領域であると主張して、毎年、潤色銀一貫目を得ていた。立山温泉新道の開削後は、戦略的に参詣者を立山温泉に呼び込もうとし、温泉経営の活性化と潤色銀の安定納を図り、温泉から立山登拝が可能な松尾水谷道の通行を奨励する立場であった。

しかるに、加賀藩は天保8年の大凶作によって有峰村10戸が壊滅したため、天保10年より有峰村を「御仕立村」に指定し、経理を監督するなど積極的な救済策を打ち出した。その一環として、岩嶽寺への温泉潤色銀一貫目のうち、「山林伐荒代」300目を有峰村へ、残り700目を「湯見付料」として岩嶽寺へ配分することが決定したのである。これに対して天保13年、岩嶽寺が温泉を古来よりの神領域であり、請雨止雨の聖地であると再主張して寺社奉行所へ配分の撤回を強く歎願した。さらには、弘化3年から翌年にかけて、岩嶽寺側の寺社奉行と有峰側の郡奉行との争論へと発展し、算用場奉行へ上申された。結局、温泉は有峰領であり神地とは認められず、岩嶽寺側の敗訴となったのである<sup>(36)</sup>。その裁決で藩算用場が優先したのは、立山権現に奉仕する信仰登山集落の宗教的優位性ではなく、利益再配分による地域社会の復興であった。

これまで見てきたように、加賀藩金山奉行が主導した立山温泉新道の開削によって立山登拝者の利便性が向上しただけでなく、常願寺川左岸側の往来においても通行が活発化した。本宮村では、「往還楼」という宿屋が開業し、常願寺川左岸域に立地する小見村と原村の各集落では、木賃宿などが設置された。常願寺川左岸側の各集落では、湯治目的で多数の男女が通過することで観光依存の収益が新たにもたらされるようになった。要するに、温泉新道の開削は、産物政策による藩財政回復とともに地域の利益再配分の要望を反映する領主政策でもあったのである。

霊山立山をめぐる信仰登山集落による宗教性の維持とそれが解体されるというせめぎ合いのなかで、藩産物政策を地域社会が受容するうえで、しばしば集落間で争論が繰り返された。それと同時に、利害関係を越えた立場で利害調整のための対話も展開された。その結果、常願寺川右岸側の立山信仰登山集落が独占していた観光依存の諸利益を、最終的には立山山麓の地域社会全体（常願寺川の左岸側と右岸側の各集落）で再配分されるという結果が生み出されたのである。

#### 1-4 安政飛越地震による温泉の埋没

ところが、幕末期、立山登拝者は再び常願寺川右岸側（芦嶽寺村側）の従前の登拝道を通らざるを得なくなり、利益配分にも再び変化が生じる事態が発生する。安政5年2月26日（現行暦：1858年4月9日）未明、跡津川断層を震源とする推定マグニチュード7.3～7.6規模の内陸直下型地震が飛騨北部と越中に襲いかかった。安政飛越地震である<sup>(37)</sup>。

この巨大地震で大鷲山・小鷲山が山体崩壊し、立山温泉は岩屑なだれで埋め尽くされ経営不能となり、温泉新道も土砂くずれなどで埋没し使用不能となった。また、立山温泉で作業・宿泊していた木樵・狩人で原村3人、本宮村28人、柿沢村4人、竹林村1人の計36名が死亡し、本宮村は働き手を失い、しばらく再生産を維持できないほど衰微してしまうのである。

休業を余儀なくされた深美六郎右衛門（12代目）は、安政5年10月、十村の朽木兵三郎に運上金、岩嶽寺衆徒への潤色銀700目および有峰村への用材代300目の容赦願いを出した<sup>(38)</sup>。

万延元年（1860）7月、六郎右衛門は旧湯付近に湯煙が所々に立ち上っているとの情報を人夫から得て、温泉再開を申し出た。さらに文久2年（1862）には元湯より13町ほど離れた高所にも湯が湧いていることから湯小屋建設、作道の指図を願い出た。新湯の湧出位置については有峰村からの注進内容と齟齬があったため、元治元年（1864）に自ら再調査し、元湯から2～3町川上の位置と訂正し、湯川に仮橋を架け、当分の間は湯川の川東（右岸側）に通路を設けたいと藩に請願したが、許可されなかった。



## 2. 明治期の温泉経営

### 2-1 明治期の温泉再興と立山新道

明治元年（1869）9月、深美六郎（13代目）は、地震後11年経過し、山中の状況が安定してきたため、湯治客の利便を考え、川西に新道の開削を請願し、男女の入湯の再開を請願した。開湯できたならば、経営の見積計算として、運上金のための役銭を1人1日3文とし、岩嶽寺衆徒へはこれまでの潤色銀1貫目に相当する支払いとして100貫文、有峰村へは地元銀700目に相当する支払いとして342貫文を支払いたいとし、そのうち50貫文をひとまず3年間支払うとした<sup>(39)</sup>。この請願に対して11月に藩の算用場から運上金の役銭は1人1日につき10文に改めることを条件に再開の許可が下りた。

これに対して芦嶽寺村は「全国諸国湯番付」にある「越中芦嶽の湯」とは立山温泉を指している主張し、温泉再興においては芦嶽寺村側である湯川の川東に道路をつくるよう請願している。しかるに、翌明治2年に湯本及び岩嶽寺衆徒がこれに反対し、十村も両者の主張を支持したため、藩は芦嶽寺村からの請願を却下した。また同年、六郎右衛門は有峰村役人と木材を請山から5年間切り出し、年200貫文の支払いを約定した。こうして明治2年、深美六郎の尽力で立山温泉は復興し、営業を再開したのである。

温泉再開の3年後、明治5年（1872）に木村雅経（立嶽）が、立山温泉を訪れ、その風景をスケッチしている<sup>(40)</sup>。それに拠れば、湯川の流路は南側に移り、新たな湯屋がその左岸側につくられている。周囲は崩壊した岩石や土砂が堆積しており、新たな湯屋の南側には「此下二十丈斗下元湯」とあり、「二十丈斗」（約60m）下に元湯が埋まっているとしている。



図3 「明治五壬申立山温泉并四景之山々真写」（富山市立郷土博物館蔵）

明治9年から開通社によって信州と越中とを結ぶ「立山新道」の工事が本格的に着手され、有料道路として僅かの期間ではあるが全線開通をみている<sup>(41)</sup>。この新道は旧加賀藩士族と旧松本藩庄屋により拡張工事が分担され、深見六郎も献身的に協力した。明治11年に針ノ木峠を越えて立山温泉に宿泊したアーネスト・サトウは、その日記で立山温泉を[Riusanjita no Onsen]（リュウサンジタノオンセン）と記述している。おそらくこれは六郎がサトウに対して公式名称で紹介したためであろう。おそらく藩政期から明治期にかけて「立山下温泉」が公式名称として認識されていたことを窺い知ることができる。しかし、明治13年には新道工事が断念されて、翌々年には廃道願が出された。しかし、廃道後も難度の高いクラシックルートとして国内外の登山者にしばらく利用されたのである。

## 2-2 明治期の宣伝内容

藩政期における立山温泉の誘客は、先述した霊泉の効能が宣伝内容の中心であった。明治期には、科学的分析による温泉効能、さらには立山新道による利便性や賑わい状況を木版刷りで積極的にアピールする経営方針がみられる。木版刷りは主に明治10年～20年代につくられ、再開した温泉を宣伝することが目的であったとみられる<sup>(42)</sup>。

明治10年（1877）深見六郎は金沢病院に温泉の試験を願いたいと石川県権令の桐山純孝に申請し、許可されている。金沢病院薬局長・不破鎖吉による結果は次の通りであった。

### 【史料4】<sup>(43)</sup>

#### 立山下出原温泉

此ノ鉱泉ハ游離硫水素ガス水ニシテ摂氏56度ノ温ヲ有シ無色透明ニシテ腐卵臭ヲ有ス。其ノ地タルヤ海面ヲ距ルコト殆ド三千フィートニシテ四面高岳屏立ス。

#### 主治効能

腹吐充血、慢性ノ筋及関節痿麻質私病、腺病、慢性皮ふ病、神経痛、頑固ノ顔面痛、骨潰よう、慢性鉛毒、痿麻質、私性麻痺、慢性尿毒、頑固ノ梅毒

以上ノ諸病ニ此ノ泉ヲ内服外用スレバ医療ニ於テ甚ダ鴻益アリ。然レドモ之ヲ他処ニ運ブ時ハ其ノ効ノ大分ヲ失フガ故ニ患者自ラ湧泉ノ地ニ至リ内外用スルニ非ザレバ効ナシ。（後略）

明治21年（1888）には、温泉試験結果を組み込んだ引札【図4】が作られている。本引札は、深見六郎の没後に刷られており、しばらく湯元名を残して使用されていたとみられる。また【図5】の引札は明治41年に温泉で購入したものであるが、上部のスタンプ印に「越中立山温泉 入湯記念 杉田八郎左衛門」とあり、先の引札にあった「湯元・深見六郎」の文言が消されており、このデザインの引札は杉田八郎左衛門の経営においても継続して使用されていたことがわかる。引札にみえる建物は、明治20年代には8棟あったことが相続登記証からわかる。明治中後期、洋風化された温泉イメージの流布を宣伝戦略としていたことがうかがえるが、本引札のように実際に外灯が設置されていたかは今のところ明瞭ではない。



図4 「立山温泉之圖」  
（富山県立山カルデラ砂防博物館蔵）



図5 「立山温泉之圖」  
（岐阜県立図書館蔵）

また、明治10年には、先述した文久2年（1862）湯川上流で新たに発見された湯に「松平温泉」と地字名を付し、温泉試験結果とともに宣伝している。地震で埋没し利用できなくなった「内蔵助湯」に代わり、新たに「松平温泉」を加えることで誘客策を講じたものと考えられる。

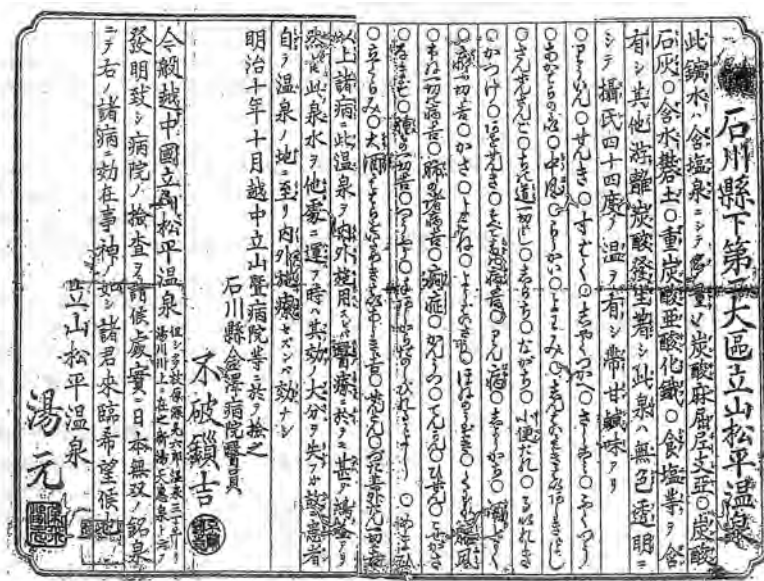


図6 「官許石川縣下第二大区立山松平温泉」(富山県立図書館蔵)

### 2-3 明治期の温泉収益

明治8年(1875)8月の「立山温泉取調御届」によれば、入湯賃は1銭5厘、年間の入湯客数は1,230人(延6,765人、1人平均5日半滞在と計算して)である。明治12年にはコレラの流行で開湯できない状況もあったが、藩政後期(文政期から安政4年)までと同様に、明治初期においても入湯客約1,000人以上が毎年の基本ベースであったと考えてよい。

#### 【史料5】<sup>(44)</sup>

(前略) 此営業税3円4銭4厘2毛5糸

年々増減入湯人一人二付1銭5厘宛ヲ以テ収税此1ケ年入湯人6765人

1ケ月1230人ヲ5日半入湯平均1日10人平均此収獲金101円47銭5厘

但、此温泉場之シギ劔阻山中ニシテ秋ノ土用頃ヨリ降雪寒中ハ三丈余モ積雪入梅前ニ至リ漸ク消雪毎年6月18日ヨリ開業ニテ10月18日ニ休業スル、日数123日ノ間入湯人1日10平均5日半滞在ニシテ1人前ノ入湯賃1銭5厘宛ニシテ都合本行之通(後略)

さて、明治26年度から29年度までの4年間の収支状況については、富澤・若林氏の史料分析がすでに備わっている<sup>(45)</sup>。その分析に拠れば、明治26年は湯治人数2,239人、総収入1,361円80銭6厘、総支出1,085円35銭7厘で利益は276円24銭9厘、明治27年は湯治人数1,816人、総収入1,215円79銭8厘、総支出1,056円96銭7厘で利益は58円83銭1厘、明治28年は湯治人数1,265人、総収入1,048円10銭、総支出1,210円428銭8厘で利益は-162円32銭3厘、明治29年は湯治人数1,617人、総収入1,390円70銭4厘、総支出1,276円86銭3厘で利益は113円84銭1厘である。富澤・若林氏が指摘するように、この4年間で入湯客数は減少し、温泉の収入の伸び以上に温泉の支出が増加しているため、経営状況は良好とはいえない。とくに明治28年には赤字が発生しており、その補填のため明治27年、29年の収益を充てたとすれば、この3年間の実質的利益はかなり少ない。明治28年の収入赤字は全国的なコレラの流行が影響していると考えられる。

明治28年には湯元・深見栄三郎が五百石郵便局長に就任し、公職に専念するため温泉経営を断念し、明治30年6月に経営権を舟橋村海老江の杉田八郎左衛門へ売却した。

明治30年以降の杉田八郎左衛門の経営方針で特筆されるのは、明治38年(1905)に浴室と客棟を新築改

修し、明治39年に開始された富山県営砂防事業に積極的に協力し、立山温泉地内に県営砂防事務所を設置することで、工事人夫を入浴客に取り込んだことである。さらに、藤橋から湯川右岸沿いに工事資材運搬のための新道路を整備し、温泉までのアクセスを比較的容易にした。しかし、日清戦争後の経済不況のため、温泉浴客が減少している。明治43年（1910）8月27日付の「富山日報」記事には「去廿三日の調べに依ると立山温泉客は男百六十九人女六人合計百七十五人ありて漸次減少の模様あり又立山登山者は毎日十名乃至十二三名宛あるが之も漸次減少の傾ありと尚温泉には砂防工事人夫目下三百二十人計り滞在し居れるが賭博争闘等を為すものなく極めて平穩なり」と報道している<sup>(46)</sup>。

大正4年（1915）には杉田八郎左衛門が私費5,000円余を投じてこの「ボッカ道」と呼ばれる新道を改修し、翌年大正5年には、県が費用26,000円を投じて先の新道を荷馬車運搬が可能な道路に改修した。この新道は利便性が高く、立山温泉へ芦峯寺、藤橋を経て直行する入湯客のみならず、立山登山客が帰路に立山温泉へ立ち寄ることを助長する要因となったと考えられる。大正5年8月の「富山日報」連載では、温泉の入湯客が600名余、砂防工事事務員が300名余宿泊しているとし、立山登山客の送迎を日々260人～270人行っているとして報道している<sup>(47)</sup>。

### 3. 大正期の株式会社経営

大正6年（1917）8月11日に立山温泉株式会社の創立総会が五百石町（現立山町五百石）の岩城傳三郎の邸宅で行われた。総株数は2,000株、1株50円で資本金は10万円、創立時の社長は杉田八郎左衛門であった。

#### 【史料6】<sup>(48)</sup>

立山温泉株式會社創立總會は十一日午後四時中新川郡五百石町岩城傳三郎宅に於開催せしに總株數二千株（發起人引受株千六百五十株公募株三百五十株）にして創立委員長黒田義秀氏創立事務を報告して定款の改正を為し役員を選挙に移りしに杉木信行氏の指名にて取締役に杉田八郎左衛門、堀田忠義、高江清作、菅原徳太郎、黒田義秀、杉田益榮、監査役に佐伯静、金山太次郎、金木次一郎の諸氏選任し別室に於て役員會を開き互選の結果社長に杉田八郎左衛門氏、専務取締役に杉田益榮氏を當選し尚ほ杉木信行、石原一郎、村崎次右衛門、齋藤幸太郎の四氏を相談役に推薦して閉會したり

所在地は有峰字出原 588 番地から五百石191番地へ変更した。資本金10万円のうち7万円は杉田八郎左衛門が出資し、残り3万円は五百石付近の有志が中心に出資している<sup>(49)</sup>。

大正8年には、湯川の本流を引水して自家発電を開始し、温泉内で電灯が灯されている。

大正10年からは加藤金次郎が代表取締役となった。立山登山会（大正4年結成）が刊行した『立山』（鶴見立吉編、大正4年初版、大正11年第5版）に立山温泉株式会社の広告が掲載されており、それには「本温泉は胃腸病を根治し神経系諸病等に卓効ある宇内随一の靈温泉なり」とある。立山温泉株式会社の広告は「胃腸病」と「神経病」の二大病に絞り、効能が絶大であると強調している。

また、藤橋より温泉まで3里半とし、そこから新道利用で2里余の行程で立山登山が可能であるとして、登山における温泉経由の利便性を宣伝の売りにしている。ここから当該期は立山登山客の誘客数が温泉利益の比重を占めていたことが想定されよう。

さて、大正期の温泉経営についてはこれまで未詳であったが、次の大正14年

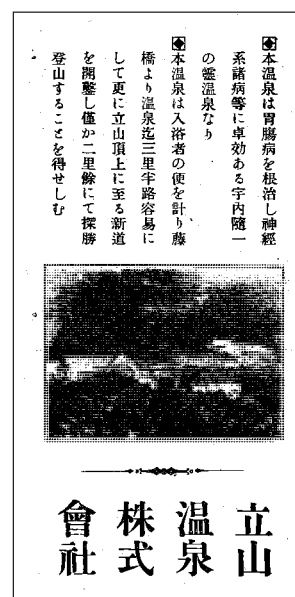


図7 「立山温泉株式會社広告」

の「第九期營業報告書」から経営状態の一端を検討してみよう。

【史料7】<sup>(50)</sup>

(表紙)

自大正十三年十二月一日  
至大正十四年十一月三十日  
第九期營業報告書

立山温泉株式會社

(一)

第九期營業報告書

富山縣中新川郡五百石町松本百九拾壹番地

立山温泉株式會社

大正十三年十二月一日ヨリ大正十四年十一月三十日ニ至ル期間ニ於ケル當會社ノ成績ヲ蒐集シ貸借對照表及損益計算書ヲ添ヘ茲ニ報告ス

(資本金)

當會社資本金拾萬圓株式貳千株(壹株金五拾圓)ニシテ壹株ニ付金參拾五圓拂込済拂込高金七萬圓未拂込高金參萬圓當期間當會社帳簿ニ記入シタル株式賣買總數百八拾貳株ナリ

(二)

(株主總會)

大正十三年十二月二十四日中新川郡五百石町松本、岩城傳作方ニ於テ第八回定期總會ヲ開キ第八期營業報告書、貸借對照表、財産目録及損益計算書ノ承認ヲ得得利益金處分案ヲ決議セリ

(庶務ノ要件)

大正十三年十二月三十日第八期貸借對借表、財産目録、損益計算書、利益金處分書ヲ魚津稅務署ヘ提出セリ、大正十四年一月二十七日營業名及課稅標準申告書ヲ魚津稅務署ヘ提出セリ、大正十三年十二月二十四日監査役參名共任期滿了ニ付各再選

(三)

就任商業登記ノ變更ヲ富山區裁判所五百石出張所ヘ申請セリ、大正十四年十月二十一日監査役壹名辞任セシニ付之レガ商業登記變更ヲ富山區裁判所五百石出張所ヘ申請セリ

(營業ノ景況)

當會社當期間營業ノ景況ヲ畧述センニ當年ハ例年ニ比シ積雪久敷シテ雪解後ノ藤橋温泉間道路ハ不相變破損箇所多クシテ通行容易ナラザリシモ縣當局ハ砂防工事ノ關係上之レガ改修ヲ取急ギシガ為メ幸ニ開湯期マデニ漸ク交通自由トナレリ、六月一日開湯以來勉メテ浴客ノ便宜ヲ計リ町嚙懇切ヲ旨トシ兼ネテ本縣砂防人夫供給等ノ事業ハ着實ニ之レニ從事シ専ラ社運ノ伸展ニ留意シ漸次湯治客及登山客ノ増加ヲ見ルニ至リタルモ豫期ノ如ク良好ノ成績ヲ得ル能ハズシテ當期ヲ終リタルハ實ニ遺憾トスル處ナリ本縣砂防工事モ其ノ豫算縮少ノ結人夫供給等著シク減少シ豫期ノ成績ヲ見ルコト得ザリキ

【表1】第九期大正十四年十一月三十日現在財産目録

種 類	数 量	金額(円)	(厘)
未払込資本金	貳千株	30,000	0
有価証券	中越米肥株式會社株式 拾株 富山新報株式會社株式 六株	495	0
建築材料	建物建築用木材參萬五千六百才	7,043	625
土地	宅地三千五百六十二坪九合八勺温泉地二十一步 畑二反三畝二步山林百二十一町步原野三町八反二畝三步	20,108	0
家屋	營業用建物十八棟六百三十三坪九合二勺 内二階建九十七坪五合	24,311	945
什器	椀皿、膳類、食柙類、鍋釜、火鉢、茶器、布団、 畳、度量衡器類、外數點	8,524	390
電燈装置	発電所九坪五合電燈數貳百燈發電用機械器具一式	10,495	430
商品現在	白米、味噌等商品	2,264	590
未収入金		4,030	80
銀行預金		7,622	920
現金		2	500
合 計		114,898	480

【表2】第九期大正拾四年拾壹月參拾日現在貸借對照表

資 産	金額(円)		負 債	金額(円)	(厘)
未払込資本金	30,000	0	資本金	100,000	0
有価証券	495	0	法定積立金	2,150	0
建築部材	7,043	625	別途積立金	70	570
土地及建物	44,419	945	勸業銀行富山支店 借入金	6,713	760
什器	8,524	390	前期繰越金	40	210
電燈装置	10,495	430	未払金	343	0
商品現在	2,264	590	當期純益金	5,580	940
未収入金	4,030	80			
銀行預金	7,622	920			
現金	2	500			
合 計	114,898	480	合 計	114,898	480

【表3】第九期 自大正拾參年拾貳月壹日  
至大正拾四年拾壹月參拾日 損益計算書

収 入	金額(円)	(厘)	支 出	金額(円)	(厘)
湯賃及間賃	5,775	480	物品購入代金	6,844	450
宿料	7,226	0	前期繰越品代金	2,219	190
間貸料	1,444	0	運搬賃	2,847	270
布団料	1,548	420	営膳費	2,819	550
器物損料	340	0	俸給及傭料	2,825	0
運賃	333	670	雇傭賃	1,651	0
茶代	186	790	雑費	595	570
志納金	105	210	消耗品費	81	880
雑収入	82	700	電燈費	191	800
物品販売上金	9,924	550	借地料	90	0
商品現在	2,264	590	廣告費	59	990
株式名義書換手数料	1	250	勸業銀行借入金利息	583	840
利息	115	600	税金	904	90
砂防人夫供給金	2,108	970	薪炭人夫賃	525	990
砂防人夫収容小屋貸上料	1,532	730	火災保険料	129	980
			食費	1,899	100
			砂防人夫賃金	2,038	600
			印刷費	101	630
			電燈装置銷却金	1,000	0
			當期純益金	5,580	940
合 計	32,989	970	合 計	32,989	970

【表4】剰餘金處分案

當期純益金	5,580	94
前期繰越金	40	21
計	5,621	15

法定積立金	35	0
別途積立金	105	21
配当金(1株につき2円45銭7朱)	4,900	0
重役報酬金	180	0
後期繰越金	85	94

大正拾四年拾貳月拾八日 立山温泉株式會社

取締役社長	加藤金次郎
取締役	菅原喜八郎
全	黒田義秀
全	深井省三
監査役	金山太次郎
全	佐伯静

當會社帳簿證憑書及財産ヲ精査シ前期ノ通り相違無之コトヲ確認候也

(後略 株主住所氏名及其持株数を記載)

第九期（大正14年）には、温泉内の建物が18棟あり、明治期に比べてかなり規模が拡張している。第九期の純益金は、5,580円で株主への配当金は1株につき2円45銭7朱となっている。本報告書の「營業ノ景況」を見ると、藤橋温泉間の道路が冬季間の積雪で破損が多く、県営砂防工事に支障をきたさないよう改修し、6月1日の開湯日までには通行できるようにし、登山客も徐々に増加したが、前期（昨年）ほどの収益は得られなかったとしている。その理由として県営砂防工事の予算減が大きいとしている。これは「損益計算書」の収入項目における「砂防人夫供給金」・「砂防人夫収容小屋賃上料」の大幅な収入減を指していると思われる。県営砂防事業の縮小は大正11年7月の豪雨による大土石流で「湯川砂防1号堰堤」が破壊されたことに起因している。この壊滅的な打撃は、常願寺川治水期成同盟会の発足の契機となり、立山砂防工事を国営事業に移行する請願運動へとシフトしていく。県営砂防事業の予算も年々縮小していったのである。

本報告書の目録・計算書【表1～4】から推察されるのは、立山温泉株式会社の経営は、立山登山客の増加による収入増を見込んでいたものであり、「湯賃・間賃」「宿料」「間貸料」「布団料」「物品販売上金」で年間収入の八割近くを占めている。ただ、その収入は年度によって多寡があるため、それに加えて県営砂防事業への協力に伴う県からの一定の供給金・賃上料も見込んでいたことになる。ただ、それ以上に県営砂防事業に協力するメリットを経営に組み込んでいたと考えられる。すなわち温泉営繕費の支出はこの額から見て建物等の修理費用であり、藤橋から温泉までの道路維持・改修費は含まれておらず、その多大な費用は県が負担していたのであろう。立山温泉株式会社の経営においては、温泉までのアクセス道の維持管理という問題が、そのことでクリアされている。そのため株式会社の剰余金（配当金）を見込むことができたのではなかろうかと推察される。

### まとめにかえて－立山温泉経営の歴史的特質

藩政初期、立山温泉は地元村々の百姓が農閑期に湯治する場であったが、薬師の靈驗あらたかな温泉として病苦者が訪れるようになった。安永年間に岩嶺寺衆徒が温泉の経営を行い、立山禅定登拝コースの一部にも組み入れられ、登拝者の垢離取りの場にも利用された。文化年間からは女性にも開放され、年間1,000人以上が訪れる靈湯となった。天保年間の飢饉で湯治客が減少し、安政飛越地震で岩屑なだれに巻き込まれて壊滅した。その後、明治初期には湯本の尽力で復興し、科学的検査に依拠した効能と洋風イメージを戦略的に宣布し、再び年間1,000人以上の湯治客を迎えるようになる。しかし、日清戦争後の経済不況や帰還兵がもたらしたコレラ流行の影響を受けて、徐々に入湯客が減少していった。明治39年からは県営砂防事業が開始され、工事人夫約300人の宿泊場所を兼ねることになる。さらに、大正6年からは株式会社経営となり、立山登山客の増加を背景として登山の拠点あるいは登山後の疲労回復の場所となり、宿泊施設の増築を進め、徐々に賑わいを取り戻した。

最後に、かような変遷を踏まえ、立山温泉経営の歴史的特質について若干の考察を加えておきたい。



立山温泉経営には、山奥に湧出する温泉までの道を開削する費用だけでなく、その維持のための修繕費がきわめて大きな負担となる。藩政後期から明治中期にかけては深美家（深見家）が、明治中期から大正初期にかけては杉田家が献身的にそれらの莫大な費用を負担している。大正期に株式会社経営へ移ってからは、県営砂防事業の工事道路維持のため、県の費用負担になるが、その負担は株式会社経営の前提であったと考えてよい。温泉の経営と山岳道路の維持管理はセット関係にあるため、後者がくずれると経営が立ちゆかなくなる。昭和44年以降に立山温泉株式会社が温泉経営を断念したのは、洪水で被災した道路の莫大な復旧費の問題が想定されよう。

また、藩政期の温泉経営は、藩の財政回復と地域振興を兼ねた産物奨励策に組み込まれていたため、藩への運上銀の上納は欠かすことのできないノルマであった。文化期の温泉新道の開削によって入湯人数が増したが、その数は年毎に多寡が見られる。そこには必然的に毎年一定の収入は期待できないという経営上の問題が立ちだかる。しかも安政飛越地震後の運上銀上納の容赦は別として、飢饉で温泉利用者が激減する期間でさえ、運上銀の上納が行われており、そのため湯本の深美家はその間はまったく温泉経営の収入を得ることができなかった。かように山奥の温泉を経営することは利益重視のみでは継続しえないと言える。さらには、病苦者への対応、あるいは社会的弱者の受け入れという社会福祉的、慈善事業的な温泉の側面を経営者が理解していなければ、経営を継続することは困難であろう。そのため利潤追求を目的とする株式経営では、やがて立ちゆかなくなる傾向がみられたのである。

さらに大正期以降、いわゆる「大正登山ブーム」<sup>(52)</sup>によって登山客が増加し、特に下山した後、疲労をとるために山奥の温泉が利用されるようになり、経営は比較的順調に行われた。そして昭和初年の登山ブームはさらにその傾向をうながし、温泉地が登山の行程内に組み入れられ、登山の拠点として機能するようになる。豪雨による洪水や地すべりなどの一時的な自然災害による施設の修繕は必要であったが、登山客の利用にある程度の多寡があっても、経営継続は可能であった。山奥の温泉経営には、登山道の一部として温泉が組み込まれることが重要な条件であり、登山観光客が極端に減少つづけた場合には経営の存続困難へ直結する傾向がある。

以上、これまで先行研究に依拠しつつ藩政期から大正末期までの立山温泉経営の変遷を見てきた。本稿で検討した立山温泉経営の歴史的特質が、山奥に湧き出る温泉経営の歴史的な共通項であるのかどうかは、事例蓄積が乏しいため、現時点では明瞭ではない。今後、検討すべき事例として「上口湯屋」（かみぐちゆや、現在の上高地温泉）の経営状況が挙げられよう。文政3年（1820）、岩岡村庄屋の伴次郎が飛騨の中尾峠を越えて上河内（上高地）を經由し、長屏山へ登り、大滝山、鍋冠山を越えて小倉村へ行くための新道の開削を願い出た。かかる「中尾新道」は主に塩荷物の運搬を目的とし、天保6年（1835）に全線開通した。その際、伴次郎は本村の丸山七左衛門とともに上河内内の新道沿いに「上口湯屋」を開業し、通行人らの疲労回復を図っている。「中尾新道」は安政飛越地震で被災し、万延元年（1660）の暴風雨災害でいったん廃道に追い込まれた。明治19年（1886）には上口温泉場として再び開業するが、水害で被災する。明治27年に上高地温泉場として再開し、同36年には上高地温泉株式会社として経営されており、立山温泉経営の変遷にかなり近似している事例であろう。ただし、立山温泉の場合は敷地内に薬師堂が祀られ、利用の背景には一般民衆による薬師信仰が関係している。その点は「上口湯屋」と大きく異なるが、山奥に湧出する温泉経営の歴史的特質を追究するうえで、好個の素材であろう。さらなる事例の検討を重ねていきたいと思う。

【付記】

本稿を成すにあたって、前田英雄氏（故人）、伊東保男氏、堀田敬三氏から資料提供を受けた。また資料掲載において所蔵者ならびに所蔵機関のご承諾をいただいた。末筆ながら深く感謝の意を表します。

【註】

- (1) 石原与作「立山温泉の歴史と同地の所属に関する係争」（『大山史稿』第四卷、大山町史編纂委員会、1960年）。
- (2) 丸新志鷹株式会社、立山温泉株式会社編『立山温泉の移り変わり』（非売品、1991年）。
- (3) 富山県立山博物館秋季企画展解説図録『もうひとつの立山信仰—立山信仰と立山温泉』（富山県立山博物館、1992年）、『深見家資料解説報告書』（富山県立山博物館、1993年）。深見栄一編著『深見家祖先の軌跡』（非売品、1993年）には深見家所蔵資料の豊富な図版が掲載されている。
- (4) 富澤一弘・若林秀行「明治中後期立山温泉の社会経済史的研究—温泉関連史料及び新聞史料の検討を中心に—」（『高崎経済大学論集』第48巻第1号所収、高崎経済大学、2005年）。
- (5) 『越中の名湯 立山温泉調査報告書—山岳温泉遺跡の歴史と遺構をさぐる—』（とやま歴史的環境づくり研究会、1997年）。
- (6) 『深見家文書目録』（立山町教育委員会、2000年）。
- (7) 立山町郷土資料館第8回特別企画展図録『六郎右衛門と茂左衛門—両家と常願寺川とのかかわり—』（立山町教育委員会、2001年）。
- (8) 加藤基樹「越中立山温泉と略縁起—温泉の整備・経営と女人禁制をめぐる—」（堤邦彦・徳田和夫編『遊楽と信仰の文化学』所収、森話社、2010年）。
- (9) 雄山神社前立社壇文書「岩嶺寺若宮社礼堂・鐘突堂修理用材伐出申渡状」（目録番号107）
- (10) 「農隙所作村々寄帳」（金沢市立玉川図書館近世史料館蔵『超越能文庫』所収、目録番号16.71-1）
- (11) 「立山ザラ越之圖」（個人蔵、富山県[立山博物館]蔵）なお、成立年代については、米原寛「立山ザラ之圖」の性格及び作製の背景について」（『絵図に見る加賀藩と黒部奥山』所収、富山県[立山博物館]、2002年）。
- (12) 「立山禪定並後立山黒部谷等繪圖」（富山県立図書館蔵『中島文庫』所収）
- (13) 森田柿園著『越中志徴』復刻版（石川県図書協会編纂、富山新聞社、1973年）。
- (14) 大山町史編纂委員会編『大山町史』（大山町役場、1964年）、1148頁。
- (15) 氷見市史編さん委員会『氷見市史1 通史編—古代・中世・近世』（氷見市、2006年）、562頁。
- (16) 註(14)に同じ、1149頁。
- (17) 深井甚三『近世女性旅と街道交通』（桂書房、1995年）。
- (18) 芦嶺寺一山會文書「温泉方一件」（芦嶺寺一山會蔵）。史料翻刻文は、廣瀬誠『越中立山古記録第一巻』（立山開発鉄道株式会社、1989年）。史料解題は同書所収「立山信仰をめぐる—立山古記録の史的背景—」参照。
- (19) 木本秀樹「立山温泉新道の開削」（富山県立山博物館秋季企画展解説図録『もうひとつの立山信仰—立山信仰と立山温泉』所収、富山県立山博物館、1992年）。
- (20) 深見家文書『多枝原温泉新道作立来由一卷』（目録番号30-3）。
- (21) 「立山全景并に山麓より富山に至る道筋繪図」（富山県立図書館蔵）。
- (22) 米原寛「立山温泉の管理と経営」（富山県立山博物館秋季企画展解説図録『もうひとつの立山信仰—立山信仰と立山温泉』所収、富山県立山博物館、1992年）。
- (23) 深見家文書「立山温泉運上銀并歩持人々潤色銀留牒」（目録番号30-7）。
- (24) 長家文書
- (25) 註(13)に同じ。
- (26) 深見家文書「立山温泉繪図」（目録番号30-4、個人蔵、富山県[立山博物館]寄託）。
- (27) 尾張藩土某「三つの山巡」（文政6年、国立国会図書館蔵）。
- (28) 金子盤蝸著「立山遊記」（天保15年、個人蔵、立山町郷土資料館寄託）。
- (29) 註(20)に同じ。
- (30) 註(8)に同じ。
- (31) 註(18)に同じ。
- (32) 福江充「立山衆徒の勸進活動と立山曼荼羅」（『立山信仰と立山曼荼羅—芦嶺寺衆徒の勸進活動—日本宗教民族学叢書4』

所収、岩田書院、1998年)。

- (33) 岩嶽寺雄山神社文書「立山禪定人芦嶽並温泉道路通路見取図」(絵図番号14)。
- (34) 芦嶽寺一山会文書(木倉豊信編『越中立山古文書』83頁、国書刊行会、1982年)。
- (35) 嘉永6年7月、金沢出中町からの参詣者が湯本の言うことを聞き入れず、単独で松尾水谷道の往復をしており、これを芦嶽寺側で寺社奉行所へ訴えているが、参詣者の行動規制に限界がみてとれる。『越中立山古記録』第二巻、132～133頁。
- (36) 石原与作「立山温泉の開湯」(『大山町史』所収、1147～1153頁)。
- (37) 地震被害の概要については、拙書『安政飛越地震の史的研究 自然災害にみる越中幕末史』(桂書房、2018年)を参照。
- (38) 深見家文書「立山温泉新湯開湯(再興)について願書」(目録番号30-26)。
- (39) 『深見家資料解説報告書』(富山県立山博物館、1993年)、59～60頁。
- (40) 木村雅経「明治五壬申立山温泉并四方之山々真写」(富山市郷土博物館蔵)。
- (41) 拙稿「立山新道における開通社の歴史的評価」(『富山史壇』第151号所収、越中史壇会、2007年)。
- (42) 「官許石川縣下第二大区立山松平温泉」(富山県立図書館蔵)。
- (43) 深見家文書「坐右録第一号」(明治24年、目録番号80-49)。
- (44) 深見家文書「立山温泉取調御届(下書)」(明治10年、目録番号30-41)。
- (45) 註(4)に同じ。分析史料は深見家文書「立山温泉収支清算書」(目録番号30-104)。
- (46) 「富山日報」(明治四十三年八月二十七日付記事)。
- (47) 白門生「日本北アルプス横断記」(「富山日報」に大正5年8月11日から17回連載)筆者の白門生は富山日報記者の横山四郎右衛門である。
- (48) 「富山日報」(大正六年八月十三日付記事)。
- (49) 白門生「立山温泉遊記」(「富山日報」に大正6年7月23日から11回連載)。
- (50) 「自大正十三年十二月一日至大正十四年十一月三十日 第九期營業報告書立山温泉株式會社」(個人蔵)。
- (51) 註(5)に同じ。
- (52) 布川欣一「大正登山ブーム」(山と溪谷社編『目で見える日本登山史』、山と溪谷社、2005年)。